

北九保地介第3001号
令和4年1月19日

各居宅介護支援事業所 管理者 様

北九州市保健福祉局地域福祉部
介護保険課長 東郷 幸代
地域支援担当課長 丹田 智美

居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証の取扱いについて（通知）

平素より、本市の保健福祉行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第13条第18号の3において、「介護支援専門員は、その勤務する当該居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の総額が区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。」とされたところです。

については、該当する居宅サービス計画等の届出について、下記のとおり定めましたので、通知します。

記

1 届出の対象となる居宅サービス計画

- (1) 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第十三条第十八号の三に規定する厚生労働大臣が定める基準」の告示及び適用について(令和3年9月14日付老発0914第1号 厚生労働省老健局長通知)のとおり

◆ 厚生労働大臣が定める基準

居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係るサービス費の総額が居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合を100分の70以上とし、訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合を100分の60以上とするもの。

- (2) 提出が必要な場合

令和3年10月1日以降に作成又は変更したケアプランのうち、厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、本市からの求めがあった場合

※本市が提出が必要と判断した場合、別途連絡の上、書類の提出を依頼します。

2 提出書類

- (1) 「居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプランの届出書(兼理由書)」
(2) 基本情報(フェイスシート)(写し)
(3) 課題分析表(アセスメントシート)(写し)
(4) 居宅サービス計画書「第1表」～「第7表」(写し)
※第1表は、利用者へ交付し署名があるものを提出してください。
(5) 訪問介護計画書(写し)

3 提出先及び提出方法

提出先：北九州市保健福祉局介護保険課事業者支援係

提出方法：持参又は郵送

郵送先：〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

4 地域ケア会議等への出席について

届出のあった居宅サービス計画は、地域ケア会議等で検証を行います。

地域ケア会議等を開催する場合は、各区統括支援センターから事前に連絡しますので、担当介護支援専門員の出席をお願いします。

5 【参考】ホームページ掲載場所

トップページ > 暮らしの情報 > 福祉・人権 > 介護 > 介護保険関連様式・届出

居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプランの届出

http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kurashi/menu01_0314.html

<問い合わせ先>

【届出書類に関すること】

保健福祉局介護保険課事業者支援係 吉田・奥畑 TEL582-2771

【地域ケア会議に関すること】

保健福祉局地域福祉推進課地域支援係 濱上・福田 TEL582-2060